



平成22年(特ノ)第4号 特定調停申立事件

申立人 箕面都市開発株式会社

相手方 箕面市



意見書 (3)

平成22年10月29日

大阪地方裁判所第10民事部 御中

相手方代理人弁護士 天 野 勝 介

同 滝 口 広 子

同 志 和 謙 祐

【担当】 同 若 井 大 輔

上記当事者間の御庁頭書事件について、申立人による平成22年10月14日付主張書面1につき、下記のとおり意見を申し述べます。

記

第1 「第3 申立人の実施する各事業の意義について」に関し

申立人は、申立人主張書面1「第3」記載の各事業を実施する旨主張している。万が一、申立人が破綻するようなことがあった場合に、相手方、市民及び相手方の実施する公共施策等に対して、どのような影響を与えることとなるのか、申立人の第3セクターとしての役割に照らして、明らかにされたい。

第2 「第4 経営改善のための自助努力について」に関し

相手方が申立人に対して平成16年に実行した貸付けについては、相手方市議会において、極めて厳しい指摘を受ける等、賛否両論を経て、当時、申立人が策定した再生計画の履行を前提としてなされた、という経緯がある。それにも関わらず、申立人は、当該再生計画を履行することができずに、本特定調停申立てに至っている。相手方としても、申立人において再生計画どおりの経営がなされなかったことについて、出資者の立場からの指導監督が不十分であったことを深く反省し、そのことを公式に表明している。

そこで、申立人が平成16年の再生計画を履行できなかった事実をどのように受け止めているかについて、申立人の見解を述べられたい。

第3 「第5 本件債務の処理方針として現金振込型の債務の株式化を選択した理由」に関し

1 債務超過解消の必要性について

申立人は、申立人主張書面1・6頁において、「申立人の事業再建をするためには、債務超過を解消することが必須の条件である」旨主張しているところ、その理由を明らかにされたい。

また、申立人の事業再建にあたって、「債務超過の解消」以外に、解決すべき問題点の有無、および、有るとすればその内容について明らかにされたい。

2 他の合理的な手段の有無について

申立人は、申立人主張書面1「第5」において、債務免除（民事再生手続の利用を含む）及び現物出資型の債務の株式化との比較により、現金振込型の債務の株式化という処理方針を選択した旨主張しているところ、上記検討対象となった処理方針以外の選択肢についても比較検討した上で、現金振込型の債務の株式化がより合理的であることを明らかにされたい。

3 現金振込型の債務の株式化について

現金振込型の債務の株式化がより合理的な方法であるとして、当該方法により、相手方に不利益又は損失が生じないことについて、当該方法の仕組みや他の方法との相違点なども含めて述べられたい。

以上